

第2回広島県子ども・若者育成支援に関する懇話会 会議録

1 開催日時及び場所

平成24年1月25日（水）9時30分～
広島県庁北館2階 第1会議室

2 出席者

別紙のとおり

3 内容

(1) 県民生活部長あいさつ

(2) 出席者紹介

(3) 第1回懇話会における意見への対応について 資料1, 4

～ 第1回懇話会における主な意見と対応（案）と

「広島県子ども・若者計画（仮称）」素案の概要について事務局説明

～ 質疑・意見応答

(県民生活部長)

○ 資料の4で、素案の概要、前回の懇話会で意見を色々と賜ったことについての対応と資料5への反映について説明をさせていただいた。

資料5については、現在調整中であり、全体については資料4の概要を中心に意見を賜りたい。

【委員】

● 前回、欠席をしたのでよく分からないが、資料4のところ色々な主な取組が書いてある。

私は、特に2番の不登校、発達障害、非行防止などに関心がいくのだが、例えば、不登校ひとつ取ってみても学校教育の中で大変大きな課題になっている。発達障害、非行防止もそうだが、特に暴力行為については中学校の場合、4年連続して増加しているといったこともある。

この主な取組のところに出ていることは、関係各課がこれから具体的な取組を検討するということなのか。ここにある取組は抽象的であるが、関係課が具体的なものを考えられるということなのか。

(県民生活部長)

○ 記載の仕方によって色々あると思うが、資料の5の素案をまとめた形で記載をしており、表現が抽象的に見えるところもあるかもしれないが、これは全てバックに

事業がある。直接的に記載できる場合とそうでない場合があり、直接的に記載できない場合は、事業の中身を記載をするようにしているため、そういう表現になっている。

ここに記載していること全てが現行として実施をしている取組の内容であり、今後さらに強化をしていくもの、重点的なものをここに記載しているとご理解をいただきたい。

【委員】

- 今、各課でやっている取組を集約されたという捕らえ方でよろしいか。

不登校や非行防止は、地域で取り組んでいくことが一番大事ではないかと思う。いわゆる中学校区を一つの単位として取組を進めていき、そこに、必ず地域ぐるみで子ども達の教育にあたっていくという考え方や具体的な取組があればいいと思う。

例えば、県教委の指導三課がやっておられる「心の元気を育てる事業」などは、そのひとつだと思う。とにかく地域と一緒に子ども達を教育していく、という具体的な取組が大変重要ではないかと思う。

発達障害について「正しい理解を広める啓発活動等を推進する」と書いてあるが、発達障害というのは、早く把握して取り組んでいかなければならず、遅ければ遅いほど難しくなる。そういう意味では、保育園の保護者に対する啓発活動をもっとしっかりやっていくということが大事であると思う。保護者は自分の子どもが発達障害であるということをなかなか認めがらない。「病院へ行ったらどうか」ということすらなかなか言えない。それだけ難しい部分がある。だから、保育園の段階からそういう啓発活動をどんどんやっていくが大事であると思う。

もうひとつは非行防止。いわゆる暴力行為などいろんな非行があるが、家庭に問題がある場合がある。学校が家庭になかなか入れないという難しい面があり、そういう時にどうするかが問題。例えば、民生委員などと協力してやっていく取組も大事であると思う。

(県民生活部長)

- 最初に言われた、「心の元気を育てる支援事業」の関係については、教育委員会の施策体系の中では、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成のところに入っており、ここ（A3）の上の囲み（主要な取組）の3つ目の丸のところに、「中学校区における学校・家庭・地域が一体となった豊かな心を育む活動の支援・普及に取り組む」というところで記載をさせていただいている。本当に困難な状況に陥ることへの未然防止対策というか、日頃の積み重ねというか、そういう形での記載をさせて頂いている。

発達障害の早期発見が必要だという認識は、柱2の課題認識のところに記載させて頂いている。

保育園時期からの保護者に対する啓発などについて、担当課のほうで何か言えることがあるか。

(障害者支援課)

- 早期発見、早期対応というのは、おっしゃるとおり非常に重要であり、検診においても1歳半と3歳児検診等で気になる子どものスクリーニングのマニュアル等も作り、早急な体制づくりを健康対策課のほうでやっている。

障害者支援課としても、療育の支援担当者に対するハンドブックを現在作成しており、それに基づく研修を実施する。保育所の先生方等も対象にしっかりと研修をさせていただき、親御さんにどういう風に理解を得ていくのかということもやっている。身近なところでの対応が本当に必要だということで、発達障害者支援センターは全県に1か所しか組織がないため、各市町で対応できるような支援体制を整備する。発達障害のディレクターが各市町へ出向き、どんな課題があるのか、支援体制を進めていくにはどういう進め方がいいのかといったことを、現在、調査或いはアドバイスをしたりしている。

県民向けの普及啓発等についても、昨年度は啓発映画プラス講演会を全県で開催し、今年度は発達障害の啓発セミナーを3回実施しており、身近な市町での取組や推進もしている。今後もしっかりと強化していきたい。

(県民生活部長)

- 非行防止の関係で民生委員との協力の話があったが、これについてはどうか。

(少年対策課)

- 警察では、再非行防止の観点から、関係機関が連携する少年の立ち直り支援の活動として、各関係機関、司法機関等17機関による少年サポートネットワークをつくり、各担当者がそれぞれの非行ケースについて、サポートチームを編成して対応している。

こうした取組の中で、関係機関がそれぞれ委嘱している民生児童委員、少年補導協助手員や保護司などの方々にも、必要に応じて少年サポートチームに参加していただき、家庭へも様々なアプローチを行っている。

(県民生活部長)

- このような状況であり、概要のところには記述が不十分であるが、素案本体の中にはしっかりと盛り込んでいきたい。

(指導第三課)

- 委員から指摘のあったことについて、教育行政の立場からお答えをさせていただく。

ご指摘のように、地域との連携、家庭との連携を行うことは、非常に大切だと捕らえている。いかに地域を巻き込んで学校と一緒にやっていくか。先程から出ている「心の元気を育てる地域支援事業」は、ボランティアなどの体験活動を通

して地域の人に学校を見てもらい、学校を見てもらうことによって子ども達の本当の姿、生の姿を見ていただき、それに対して評価なりをして頂く、というものである。

加えて、道徳教育の中でも地域を巻き込んだ取組を進めている。小・中・高等学校の校種間連携と、学校と地域との連携、この2本柱で道徳教育を積極的に展開している。ただ、まだ県内へ推進地域が広がっていないので、これが今からの課題だと思っている。

それともう一点、教育の力だけでは限界がある、という考え方の中で、教育と警察、福祉この3者が一体となった取組ができないかと模索しており、来年度に向けて具体的なものを出して行きたいと思っている。

さらに、家庭への支援であるが、これも各学校ではいろんな面で大変苦勞されているので、来年度は家庭教育に関わって福祉の面などからのアドバイザー的な人員を配置できるよう、取組を進めているところである。

(県民生活部長)

- 今、言ったようなことは来年度の当初予算に反映されることであり、今現在、予算調整をしている最中である。記載が明確にはできていないが、年度末にこの計画を策定する際には記載できるようになると思う。

【委員】

- 前回、残念ながら欠席したが、何点か意見等を述べさせていただきたい。

学校側から或いは教育指導側から家庭の中にどうやって入っていったらいいかわからない、という困惑した姿が見えたと思うが、我々PTAでも同じであり、いかに顔の見えない親御さんに対して門戸を開いていくかということを非常に考えてやっている。その意味では、学校・教育委員会と連携しながらPTAの組織として何かできたらいいと思っている。

私事であるが、困難を有する子どもという中の「不登校」に関して、子供4人のうち2人が中学校のときに不登校だった。不登校の親であったという体験から意見を述べさせていただく。

まず、不登校或いはニートの人達は、社会的に劣っている、或いは何かどこかに不具合を抱えている、といった風に見られていること自体が、解決できない(状況になる)のだろうと思う。

まず、何故不登校が起こっているのか、その不登校の子供たちは何を訴えたいのか、ということはどう汲み上げるかが一番大事であって、社会が正しくて、社会に遅れていった子供たちは悪である、弱とか悪とかそういう感覚で言っていると、このことは分かってこない気がする。

尾道市に師友塾高等学校という不登校の子どもばかりを集めた学校がある。そこには、全国から不登校の子ども達が集まって来る。私どもは、よく見学に行くが、

その不登校の子ども達が、普通と言われる学校の子どもの何十倍もの能力を有していると私は感じている。というのが、不登校だった子どもがそこで何をやっているかという、英語でミュージカルをやったり、全員でコンサートをやったり、私達に会うものすごく礼儀正しく、ハキハキと挨拶をしてくれる。ひょっとすると、何か大切なものが学校全体から失われつつあって、それを本当はすごく大事に思っている敏感な子ども達がその場所に入っていけないという現実もあるのではないかな。

確かに家庭、親子に問題があるということもあり、そういう意味では、うちも大変な問題を抱えた家庭なのかもしれないが、その不登校の子ども達から親としての学びをさせてもらったと自分は思っている。

数字の点で気になることがあるので質問させていただく。資料4の柱2の中に（不登校の）全国平均と広島県の平均が出ている。この差は、少し広島県が悪いくらいの程度で分かるが、小学校から中学校に上がる中1ギャップといわれるところに、非常に何か見えない線がある。小学校の時は、0.38%だった不登校の割合が中学校になると2.85%まで急増するということの中1ギャップと呼ばれる現象があり、そのことに対して小中一貫の教育というのが試されてきたのではないかなと思う。例えば、広島県では府中市、東広島市がその取組をしていると思うが、そういう取組をしてきた市町ではどのような成果が出ているのかを教えてください。

(指導第三課)

- 今、小中一貫教育を先進的に取り組んでいるのは、府中市と呉市である。2市以外でも多くの地域で小中一貫教育の取組が進められているが、府中市と呉市の話に限らせていただく。今ご指摘いただいたように、同じ学年の子ども達が中学校になった時に不登校の数が（2倍から3倍に）増えることを中1ギャップという。その原因の一つに、中学校になじめないことがある。中学校はいろんな小学校から集まるため、その中で人間関係がなかなか築けないという課題がある。それに対する取組として、「不登校対策実践指定校」の活動例では、小学校の先生が中学校の朝のあいさつ運動に加わることで、小学校から中学校に入学してきた子どもがその先生の顔を見て少し安心する、といったことや、その子の家庭状況を把握するなどがある。

取組の結果は、呉市においては、不登校の数自体が大きく減少したというところまではいっていないが、今から減少してくる傾向は見える。尾道市についても同じであり、県全体でいえば僅かに不登校の数は減少しているが、まだまだ顕著なものではない。今、取組みの途にあって大きな成果というものは見えない状況である。ただ、不登校対策実践校において、小中連携を義務付けており、大体15%から20%くらいの減で推移しているので、小中連携が不登校に対して大きな効果をも

たらず取組であることは間違いないと思っている。

【委員】

- 資料1の居場所の確保と就労支援のところで、私の意見を取り上げていただき有難く思う。

計画における対応案では、「若者交流館において、職業的自立に向け、相談支援に関する相談、職場体験等の機会や交流の場を提供する」とあるが、NPOにはいろいろなNPOがあり、発達障害にとっても力を入れているところや不登校に力を入れているところもあり、活動にお金もかかるので、もう少しいろんなNPOと協働していただきたい。例えば、NPOで居場所を確保する場合、固定費が補償されているととても心強く活動ができる。若者交流館が中心部にあるが、それ以外の場所、できれば各学校区ぐらいに居場所があれば理想的だと思う。通うだけでも大変であり、当団体は広島市西区に居場所を持っているが、廿日市、東広島、遠くは県外からも来ようとする方がある。固定費ぐらいの予算でも喜んで継続的に居場所提供を行うというNPOは絶対あると思う。今後出来れば、一ヶ所ではなく細かくいろんな所に分散して活動資金があればいい。

(県民生活部長)

- NPO法人でいろんな活動をされていると思うが、NPOの自主的な活動について、今すぐ財政的な支援をするというところまでは手が回っていない。今後連携、協働しながら確保に努めていく、という趣旨のことを考えていきたい。

【委員】

- 資料5の素案で質問させていただきたい。

44ページの下から6行目の「相談に対して、関係機関の紹介・誘導、必要な情報の提供、助言を行う拠点としての機能を担います」の部分について、事前に送っていただいた資料では、「紹介」という文言は入ってなかった。

我々は県の委託を受けてやっているが、親御さんに「こうしましょう」とか「こうしなさい」は絶対に言えない立場である。そういうところで、必要な情報の提供や「こういう所がありますよ」「行かれてはどうですか」という程度の誘導は可能だが、紹介というのは難しいのではないかと思う。

紹介という文言は当初入ってなかったと思うが、どうして入ったのか。

(県民活動課長)

- 紹介については、(一般的な意味で)こども家庭センターなどいろんなところへの紹介があるということで書かせていただいた。若者交流館の関係で言うと、紹介という言葉は職業紹介のようなものを指すということで紹介と誘導という言葉を使い分けているということがあったので、紹介、誘導と(両方記載)させていただいた。

(県民生活部長)

- よく意味が分からないが、「こういう機関がありますよ」というのが紹介で、「そういうところに行った方がいいですよ」というのが誘導か。

(県民活動課長)

- 若者交流館では、(紹介という)職業の紹介というのが前提であるため、誘導という言葉を使っている。誘導と紹介という言葉を使い分けているということなので、二つ(並べて)紹介・誘導とさせていただいている。一般的には、こども家庭センターが相談を受けて別の関係機関を紹介するときには、紹介という言葉を使っていることなどもあり、紹介と誘導という言葉は機関の性格によって使い分けが必要であるということで、こういう書き方をしている。

(県民生活部長)

- 今の回答で分かっていただけか。

【委員】

- まだ釈然とはしないが、また詰めさせていただく。

(雇用労働政策課)

- 若者交流館では職業紹介等はしていない。情報提供をするということで理解している。(事務局からの)意見照会で「関係機関の紹介」とあったが、若者交流館は「こっちへ行かれたらどうですか」という情報提供を行い、(行くかどうか)決めるのは相談者側ということなので、当課としては、若者交流館については誘導という言葉で調整させていただいた。

(県民生活部長)

- こども家庭センターの場合は紹介で、若者交流館の場合は誘導という事務局の回答もあったと思うが、そのあたりの文言はまた調整させていただく。

【委員】

- 1回目を欠席したため様子が分からないので、しばらくみなさんのお話を聞いていた。私は大学におり日頃は大学生と関わるくらいで、たくさんの多岐にわたる内容について十分承知していない。

資料4の上の主要な取組に「自ら課題を発見し、自ら考え、主体的に判断して行動できる能力や他者と協同・協力」とあるが、大学生等を見ていると、とても自ら課題を発見し、考え、主体的に行動しているとは思えない大学生もたくさんいる。大学に入る前の高校その前の中学、小学校あたりから、機会あるごとにそういう方向で子ども達の自立支援を行うということは必要だろうと思う。一方では、大学受験を中心とした受験体制というものがあるため、自ら考えていくのには時間がかかる、手っ取り早く回答の仕方や回答を覚えていったほうが早い、という一つの適応攻略として、学校教育の中で自然と子どもが身につけているのかなと思う。大学に入ってきてみると、大学では懇切丁寧に指導してくれないということで依存心みたいなものが残っているのだろうと思う。

学力の面では学校教育の中でやっていると思うが、人間関係づくりのところでも、自分がどういう風に考え、相手とどういう風に交流していったらいいか、自分と相手の関係の中でどういう風な問題があるのか、というようなところに自ら課題を発見し、考え、判断して行動していく、というところをうまく使っていただく機会があればいいと思っている。大学生になっても社会性が乏しい子が結構おり、(例えば)卒業論文のデータ分析や調査データ入力を4年生に「下級生にお願いしたらどうか」と言ったら、「そういうことを頼める下級生はいない」という。自分の困った時だけ助けてもらって、相手が困った時に助けるというような人間関係を日頃から作っていない。そういうところが結果として現れていると大学に居て思う。

今の話とは離れるが、資料4の中にいろんな多岐にわたる取組があり、先程、既にこれまで行われている取組をこの計画の中に盛り込んでいるという話があった。これまでやってきたことを盛り込んで充実強化し、さらに予算を使って取り組んでいこうというのは分かるが、今回の計画だからこそ、従来の取組とは違って新しい取組として組み込んだというようなものがあれば教えていただきたい。また、これまで取り組んで来た成果が資料の一番上のほうに書いてあるが、今後計画の中に盛り込んで連携をしながら進めていくことによって、どれくらい今までの取組よりも成果が見込めるか、個々の内容ではなくて全体の構成でどういう風な考え方をお持ちなのかを教えていただきたい。

(県民活動課長)

- これまでの取組みの中で、県民会議の活動は40年にわたっており、あいさつ運動、夢配達人プロジェクト推進事業、青少年リーダーの育成などを進めてきた。これらは、どちらかというところと青少年の健全育成に重点を置かれてきたものであり、今後は特に困難を有する子ども・若者やその家族を支援する、という立場の視点に立った取組を進めていく必要があるのではないかと考えている。

また、青少年健全育成については、県庁内でも知事部局、教育委員会、警察本部で一体となって取り組んできたが、今回は連絡会議等を設置して、子ども若者計画の立場から取組をしていくこととなる。具体的な個別の事業は検討段階であるが、そういう方向性で考えていきたいと思っている。

(県民生活部長)

- 補足説明すると、「これまでの取組と成果」に書いてあるように、青少年健全育成というのが、どちらかというところと明るい青少年、あいさつができるハキハキした青少年を育成する、といった方ばかりにある程度重点を置いて取り組んできたところがあると思う。

ただ、実際問題として、小1プロブレム、中1ギャップであるとか、大学へ入学した後もこういった状況があるというお話だったし、また、卒業して就職した後でも離職するという状況もあり、社会生活を円滑に営む上で困難を有している子ども

達が非常に増えているという状況である。そして、また、いつ子ども達がそういう状況に陥るかも分からないという非常に不確実性の強い時代環境にあるので、ずっと取組んできた青少年健全育成の取組というのを、少し観点を変え、そういったことも含めて地域全体で取組む、これまでに形成した町民会議や青少年育成団体とのネットワークを活かしながら新たに取り組もう、というのが今回の計画の中で新しい要素として位置づけられるのではないかと考えている。

その部分については、記載が不十分なところがあるが、年度末までに記載を十分に固めて参りたい。

【委員】

- 先程、指導三課長のお話の中にもあったが、学校教育を学校だけでできるということでは全くなくなってきており、福山市においても、生徒指導面においては、警察、こども家庭センター、さらには地域のいろんな方々のご協力をいただきながら、進めているところである。

そうした中で、アプローチとして難しいと思っているのが、家庭へのアプローチである。問題の無い、一生懸命やっている子ども達の保護者の方は、学校へもよく来てもらえるが、本当に来てもらいたい課題を持った子どもの親というのは、学校へ来てもらえなかったり、場合によっては、家に行ってもなかなか会えないという状況にある。こうした部分について、学校としても取り組んでいくが、この計画の中にある柱3の「社会全体で支えるための環境整備をする」という辺りを是非、実効あるものにして取組んでいただければ、学校教育としてもありがたい。

例えば、資料5の47ページの具体的施策の「家庭教育における支援」というようなところにも関心を持って読ませていただいた。次のページには参加者を約2倍にするといったような成果指標も置いておられる。「親の力」をまなびあう学習プログラムについて、これはどのような中身で行われているのか。6千人の目標ということだから、福山市でも千人ぐらいはこういうものに参加してもらえれば随分ありがたいと思って見させていただいた。

もう一点、細かい事だが、資料5の24ページにニートの「若年無業者数の推移」というグラフがあり、その説明の下から3行目のところに、「平成14年度以降60万人台で推移しています」となっているが、34歳以下ということであれば、平成22年度は50何万人ということではないかと思われる。平成22年度については、50万人台ではないかという気付きである。

(県民生活部長)

- 「親の力」をまなびあう学習プログラムについて、教育委員会の担当課から何かあるか。

(生涯学習課)

- 「親の力をまなびあう学習プログラム」は、県教育委員会で開発した学習のプロ

グラムである。身近なエピソードを基にした内容で、学習される方それぞれの年代に応じた24のプログラムがある。学習の中身は、親のあり方、子どもを育てていくことについて、上から「ですよ」と教え込む学びの場ではなく、参加された方々が打ち解けた雰囲気の中で話し合いをしながら、「うちではこうしてる」とか「このときどうしようか」といった事例を通して気付いていただく。「あ、そうか」という気付きを大切にしながら、その気付きをそれぞれの家庭の中、また子どもと接する場面で活用していただく。といった学びができる学習プログラムである。このプログラムを打ち解けた雰囲気でお互いに学びあう学習ができるように進行していただくためのファシリテーターを養成してきた。県内全市町に養成したファシリテーターがおられる。そういう方に講座へ出向いていただき、実際に学習を展開していただく。PTAをはじめあらゆる団体に、このプログラムを活用して実施してくださいという声かけをしている。特になかなかそういう学びの場に出て来られない親御さん達をどうするかということで、例えば、ショッピングセンターの子どもを預けるスペースで学習を試みたり、企業の研修の中にこのプログラムを取り入れてやっていただいたり、あらゆる場所でできるよう試行をしているところである。また新しい課題が出てくるので、例えば、携帯電話のこととか、父親の育児参加などについて新たなプログラムを開発するというのも今、進めている。とにかく、より多くの方々に学びの場へ来ていただけるような取組みを進めているところである。

(県民生活部長)

- 例えば48ページのデータで、現状8,699人の方が受講されているようだが、この中で福山市ではどのぐらいの人数がいるかというのは分かるか。

(生涯学習課)

- データはあるが今、持ち合わせていない。

(県民生活部長)

- ということは、福山でも学習プログラムの展開をされているということか。

(生涯学習課)

- 展開していただいている。

(県民生活部長)

- そのあたりは連携をとって情報提供等をお願いしたい。

(生涯学習課)

- 了解した。

(県民生活部長)

- ニート数のデータについてはまた確認をする。

【委員】

- (資料4の)一番上の段の職業意識の醸成というところだが、確かに就職しても

ミスマッチで途中で離職する若者が非常に多いということである。市町のほとんどの学校で職場体験を実施されていると思うが、今の実施状況どうなんだろう。中学校ではやっていると思うが、高校ではどうか。大学の場合はインターンシップとして企業である一定期間研修するということがある。中学・高校での実施状況というのはどうか。

(指導第三課)

- 担当が一課，二課になるのではっきりとした数字は分かりかねるが，中学校の場合だと，すべての学校が取り組む体制をとっている。中学校においては2年生。地域によって違うが，主には夏休みで約5日間。実施は100%だと思う。高等学校の方は，今，言われたインターンシップという形で多くの学校がやっていると思う。その割合は今分からない。また，修学旅行で東京などに行く場合に，1日使って企業研修を取り入れている学校もある。

(県民生活部長)

- 21ページの下の成果目標・指標のところは，高校だけが最終学年におけるインターンシップ体験生徒の割合（県立高校）として，現状31.9%で目標を40%に上げるということが記載してある。
- まだ，発言されていない委員にご意見を賜りたい。

【委員】

- 資料1で，前回お話しさせていただいたことを取上げていただいて感謝する。対応案が精神科医の育成に繋がりそうにないものなので，具体的に育成していただけたらいいなどはやはり思っている。

第2章の柱1の「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」の成果目標のところは，「将来の夢がかなうと思う児童生徒の割合が現状値より向上」という目標があるが，これはどのように評価するのか。目標をどのくらいに設定するようになるのか教えていただきたい。

(指導第三課)

- 「将来の夢がかなうと思う児童生徒の割合」は，県が小学校2年生と5年生に対して基礎基本の学力調査を実施しており，国では，小学校6年生と中学校3年生で全国学力調査をやっている。学力調査と同時に行う質問用紙の中のひとつの項目に，「将来の夢がかなうと思う」という項目があり，子ども達の割合がひとつの指標となる形で設定をしている。他にも，「自分に誇りをもっている」とか「自分は人のために行動している」などの項目がある。

【委員】

- 資料4の中にキャンプの問題が出ている。平成21年度全国では57%，平成10年度では38%。県内の子ども会は，ほとんどがキャンプをやっているのが実情。私は尾道市だが，尾道市の現状を申し上げますと，夏休みの最初の土日を利

用して子どもが1泊2日のキャンプをしている。6年生を中心にやっており、150人ぐらいを対象に大人ももちろん加わって、会場は仙養ヶ原で行っている。こうした事業をやるにあたり、県内に県立の施設がほとんど無くなっているというのがやっていけない理由の大きなひとつである。県立では福山の少年自然の家だけ。福山の一箇所に全県から集中し1年前に予約の抽選をしたりするが、地域の近いところからの需要が多く、県内全般では行こうにも行けないというのが実情だろうと思う。年々そうした子ども達の健全育成の施設というのが非常に少なくなっている。最近、休校とか統合等で施設が余ってくるのではないかなと思うが、こういうものを、子ども会を含めて健全育成活動を積極的に展開している組織で容易に使えるような方法を提供していただきたい。県内では国立の江田島と福山だけが公立で安く使えるところである。(施設の問題が)野外活動を縮小させる大きな要因になっている。子ども達の学業以外での異年齢の活動、特に野外活動というのは、いろんな団体がある中で子ども会が唯一だと思う。そうした面からもご配慮いただきたい。

(生涯学習課)

- 生涯学習課で福山少年自然の家を所管している。今、委員からあったように、福山少年自然の家は県立の青少年教育施設では唯一の施設である。平成14年度から3年間、行政評価が実施され、福山少年自然の家をどうしていくのか検討を行い、現在福山少年自然の家では指導者・リーダーの養成、プログラム開発、そして開発したプログラムの検証・成果の波及ということを行っている。確かに利用する施設がたくさんあれば、というのは委員のおっしゃられるとおりでと思う。県については、今、拠点として県内全域のそういった活動に関わる方々の養成、またそういうプログラムの開発というものに主を置いてやっており、子ども会の指導者の方にも来ていただき研修等にも参加いただいております、大変感謝しているところである。

(県民生活部長)

- 学校の廃校等に伴って、施設を子ども会等青少年健全育成団体のいろいろな活動に有効活用できるような仕組みづくり、といったようなご提案があったが、それに関して何か教育委員会サイドで意見があるか。

【委員】

- 県子連の場合、先日県内各地区の子ども会責任者にアンケートを行い、近くに公共施設で空いてる、利用できそうな施設があれば連絡するように伝えている。どの程度地域に資源があるのか、まとまったら直接、県全体の子ども会組織としてお願いや伺いをしてみたいと考えている。既に動いているので、耳に入ろうかと思う。

(県民生活部長)

- そういう形で取組を進められるというお話があったが、今の趣旨を踏まえて、計画の中にどのような記載ができるのか検討してもらいたい。

【委員】

- いろいろ修正され具体的に書かれているので、今のところ私からは特にない。

(県民生活部長)

- 法務省関係の施設での取組に関しては、33ページの下の方にあるが、少年鑑別所、少年院、少年刑務所、保護観察所等でも取組むということにご協力を得て記載をさせていただいている。何か記載についてあったら、またご協力をお願いします。

【委員】

- 私は、困難を有する子ども・若者を支援する立場で仕事をすることが多いが、先日送付いただいた資料を見ると、居場所づくりという言葉があちこちにあっているなど思っていた。資料4の中ではほとんど消えてしまっているが、子ども若者はやはり居場所が無い、どこに行けばいいのか分からないのではないかと。

すぐに社会に入っていくのはとても難しいため、いろんなところに顔を出せるような居場所があちこちにあつたらいいと願っている。人は人の中で育つと言われるが、場所を求めている人達はすごく多いと思う。我々は今週末も電話相談を行うが、本当に深刻なひきこもりの親御さんからの電話が多い。「どういふところに行くと場所がありますか。」「どういふ相談機関がありますか。」という相談が数として一番多く、ひきこもっているとか社会で生活できていない人達の深刻さを感じる場面が多い。

かつて困難を有する子どもが児童館に行って育てていただいたという経験がある。横浜市かどこかでは児童館がひきこもり等社会生活が困難な子ども達の面倒を見ていて成果が上がっている、というような論文を読んだことがある。児童館であればこの学区にもあり、発達障害の子達も異年齢の子達であれば関われるということもあるし、そういった子どもの中でお世話をしたり、子どもと関わっていくというのも結構有効ではないか。もうちょっと居場所がたくさんあれば、活動するまでの中間点か施設として有効ではないか、と考えながら資料を読ませていただいた。

(県民生活部長)

- 児童館については、放課後児童対策というところで担当課から何か説明ができればお願いします。

(こども家庭課)

- 児童館について、県としては放課後対策のメニューのひとつとして「放課後児童クラブ事業」として集中的に取り組んでいる。平成26年度末までに全小学校区において、放課後児童クラブを導入したいと考えている。

(県民生活部長)

- 放課後児童クラブというのと放課後子ども教室は違う。今おっしゃったような居場所づくりみたいなのは、学童期の子どもに対してはできていると思う。

【委員】

- 発達障害について、早期発見、早期対応ということをつくづく感じたことが私の体験上あった。高等学校で非常に成績優秀な生徒がおり、希望する企業に就職したが、3ヵ月後に企業の方が尋ねて来られ、発達障害であるということと言われ、私どももびっくりした。ひとつのことはきっちり出来るが、1つ2つ3つ仕事をやってくれと言ったときに出来なかったということで、発達障害であることを学校が隠していたのではないかと、と言われるようなことがあった。私どもは本当に知らなくて、担任も分かっていなかった。発達障害の生徒が就職したその企業は、会社で発達障害がどうかの診断を受けさせてその子に対応した働き場所をきちっと配慮してくれて現在もやっているが、もしそうでない企業であれば、早期退職、ニート、ひきこもりになっていたかもしれないということから、非常に大変な問題だと思っている。

先程あったように、幼児期等早い段階で対応しなくてはいけないということだが、小学校も中学校も持ち上がりで情報を教えていけば、それなりの対応ができるが、中々難しい。ここに「市町の支援機能を強化していく」とかあるが、小学校、中学校、高等学校の先生方に対してどうやって行っていくのか。子ども達は一番学校にいる時間が長いので、学校で早目に対処できれば違うのではないかと思う。

もうひとつ、不登校に関して、スクールカウンセラーの他にも、学校、関係機関、家庭等のコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーという方がおり、国は活用事業をやっていると思うが、それを活用している市町が非常に少ない。広島県でももっと活用すれば違った方向へいくのではないかと思う。

(県民生活部長)

- 小中高の先生方に対して、発達障害の早期の気付きなどができるような体制をとってはどうかという提案があったが、担当課のほうで何かあるか。

(特別支援教育課)

- 資料5の素案30ページ、黒ポツの2つ目で、「特別支援学校の教育相談主任や特別支援教育コーディネーターを計画的に養成するとともに効果的な活用を図ります」とある。これは、高等学校においても、発達障害を含めた特別な教育的支援が必要な生徒を対象として、通常の学級でも特別支援教育を進めていくという学校教育法の改正を受けて、全部の学校で取組むということになっている訳だが、特に高等学校のところは、これまでの積み重ねがあまりないというところで、取組が遅れがちだった。現在、それぞれの高等学校に特別支援教育コーディネーターを必ず指名してもらうということと、入学してきた生徒の実態把握をしたり、実態把握に基づいて校内で必要な支援を十分にしていけるよう校内委員会を設置しており、すべての高等学校において体制は出来てきたところである。

実際どういう対応をしていったらよいかといったあたりについては、それぞれの学校で関係機関からの助言を受けたり、近隣の特別支援学校が要請に応じて助言を

するといったセンター的機能を活用していくことで現在進めている。

また、小学校から中学校、中学校から高等学校といったようなところへの連携については、個別の教育支援計画というのを作成し、連携に活用するというところで、県内全ての学校で進めているところである。

【委員】

- 学校の取組はよく分かった。ある程度大きな企業は、発達障害に対して受診させてという対応をしていただけるが、企業側に対しても発達障害についての理解を求める必要があると思う。発達障害者支援センターなどが学校に対して、どう言っ出て出向いていくのが大事になってくると思う。

(障害者支援課)

- 資料5の30ページにあるが、今年度から「あいサポート運動」「あいサポートプロジェクト」というのを始めており、障害者の方の特性を理解していただき、ちょっとした支援をしていくという運動がある。その中で「あいサポーター」になっていただく企業、団体を増やしていく。障害特性を理解していただき、企業の方等には、特に障害者の雇用や定着についても理解をしていただくような働きかけをしっかりと行う動きを今年度から始めている。発達障害も含めた障害者の方の就労に対しては、就労支援ハンドブックというのも今、作っており、これらを基にした職場開拓、定着支援にも尽力していきたいと思っている。

やはり、節目節目での繋ぎというところで円滑にいかないとか中々ご理解をしていただけないということで、「サポートファイル」という生まれてから少年、青年期までのいろいろな状況について、記録をして関係者が共有できるようなファイルも作っており、必要な場合には、関係機関、団体等で見えていただくというような働きもしている。

もっと直接的なところでは、障害者就業・生活支援センターというのが7つの圏域に全部出来ているが、そこには障害者の方の生活支援員というのを置いており、障害者の方々が定着しにくいような場合について、生活がうまくいくよう、企業生活が継続できるよう支援に取り組んでいる。そうした多方面からの取組を強めていき、できるだけずっと続けられるように障害者支援課としても努力をしているところである。

(県民生活部長)

- 先程、特別教育支援課から30ページのところの記載について説明をいただいたが、素案を見ただけでは全校における特別支援コーディネーターの配置であるとか、校内委員会であるとかについてよく分からないので、少し記載をしていただけると、いろんなご指摘に対して県としての取組が明快になると思うので、よろしく願います。
- 各委員から意見をいただいたが、追加して意見はあるか。なければ、全体の構成

について説明をさせていただきたい。

(県民活動課長)

- 全体の構成の変更があったので、資料2と資料3により大まかに説明をさせていただく。資料2と資料3を併せてご覧いただきたい。

主に資料3を見ていただくと分かるように、前回の構成案から、計画期間を5年間から3年間に変更していたり、目指す姿の表現を変えるなどしている。項目については、例えば、柱1の(1)「子ども・若者の育成支援」の③のところに、「社会参加」の項目を追加し、併せてそれに関連する小項目「ボランティア活動への参加促進」「国際交流活動の推進」を加えたり、資料2の整理結果から、1の(3)の小項目に「起業支援」を追加するなど、項目の内容等の統合も含め、このような整理をさせていただいている。

(県民生活部長)

- 資料5の素案は、修正後の構成案に基づき作成・調整中ということで、ご理解をいただきたい。

【委員】

- 国の基本理念の中にあつた、子ども・若者相談センターの体制というのはなくなったのか。

(県民生活部長)

- これは、これから県の中で調整をする必要があると考えている。資料5の43ページにある内閣府の資料の絵にある子ども・若者総合相談センターのことだと思うが、その下にあるとおり、ニート、発達障害、非行、児童虐待ではそれぞれネットワークが形成されており、それぞれに中核となる相談窓口というものがある。そういう相談窓口をどういうふうに連携、位置づけていくかということについて、私どもの中で検討をしていくことにしているので、次回そういったところをもう少し調整した形でお示しできればと考えている。

【委員】

- 分かった。新たにつくるというものではなくて、今の連携を活かしてということで。

(県民生活部長)

- 今後の予定であるが、本日いただいたご意見を踏まえて修正を行い、2月に入ってパブリックコメントを実施したいと考えている。

次回、第3回の懇話会においては、そのパブリックコメントでの意見の結果とそれに対する対応案を説明させていただき、計画の最終案となるものを提案させていただきたいので、みなさまのご協力をお願いします。

それでは、これをもって第2回広島県子ども・若者育成支援に関する懇話会を終了する。